

物価高騰対策DX推進事業費補助金交付要綱

令和8年3月16日
総合政策部産業政策課

(趣旨)

第1条 県は、物価高騰の影響を受ける県内事業者を対象に、収益力向上や生産性強化に向けたデジタル技術等の導入、DX推進に資するシステム実装を支援し、経営基盤の強化を図るため、予算で定めるところにより、一般社団法人宮崎県情報産業協会（以下「協会」という。）及び県内事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に本社若しくは主たる事務所を有し、又は宮崎県若しくは県内市町村より企業立地認定を受け、今後も県内で事業活動を展開し続ける予定であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係をしないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める「風俗営業」を営む者でないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する者でないこと。ただし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合のいずれかに該当する者については、大企業（中小企業・小規模事業者等以外の者で事業を営む者をいう。以下同じ。）として取り扱わないものとする。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業・小規模事業者等

- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業・小規模事業者等が所有している中小企業・小規模事業者等
 - オ ア～ウに該当する中小企業・小規模事業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業・小規模事業者等
 - カ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業・小規模事業者等
- (8) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明であり、原則として申請を行う日から6か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人に限る。）（別記様式第3号）
- (3) 第2条第5号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (4) 補助事業者の補助金等の交付に関する規程、要綱等
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳（別記様式第5号）を作成し、補助完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の

通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のいずれかに該当し、かつ、補助対象経費の30パーセント以内の増減とする。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能動的な補助目的に資するものと考えられる場合
- (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(変更承認申請書等)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第6号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第7号)
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遅延等報告書(別記様式第8号)

2 知事は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は交付決定に条件を付することができる。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、別表の「事業の種類」欄1 デジタルツール導入事業については補助金の交付決定のあった翌年度、同欄の2 戦略的DX推進事業については補助金の交付決定のあった年度の11月末日現在において作成した補助事業遂行状況報告書に補助事業実施状況書(別記様式第9号)を添えて、当該年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の遂行状況について知事から求めがあったときは、速やかに補助事業遂行状況報告書に補助事業実施状況書を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要と認める場合には概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、請求書(別記様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は令和9年3月8日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)

(3) 事例集

(4) その他知事が必要と認める書類

- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第13条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の財産とする。
- 2 規則第21条第1項の承認は、財産処分承認申請書（別記様式第12号）を知事に提出してこれを受けなければならない。
 - 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の提出部数等)

- 第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行し、令和7年度の予算に係る物価高騰対策DX推進事業費補助金から適用する。

別表（第3条関係）

事業の種類	事業主体	補助対象経費	補助率等
1 デジタルツール導入事業	協会	協会が企業の既存業務の効率化・省人化を図るためのデジタルツール導入に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内 (1企業当たり間接補助事業に係る補助対象経費の1/2の額又は200万円を比較して少ない方の額を上限額、50万円を下限額とする。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。))
		デジタルツール導入事業の運営及び事例集作成等に要する事務費について補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内 (補助額の上限額を300万円とする。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。))
2 戦略的DX推進事業	県内事業者	企業個別の課題解決に向けたシステム構築やデータ活用等の取組により、収益性や生産性の強化を図るために要する経費	2分の1以内(補助額の上限額を500万円、下限額を100万円とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)